

千曲市新戸倉体育館整備・運営事業 競争的対話実施後の質問への回答（第4回）

- ・千曲市新戸倉体育館整備・運営事業に関する質問および意見への回答を次のとおり公表します。
多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・質問および意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字および表記・該当箇所の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

■募集要項に関する質問

No	タイトル	該当箇所							項目等	質問	回答
		頁	章	節	1	(1)	①	ア			
		1	1	1	1	(1)	①	ア			
1	募集要項	19	3		5	(3)			契約を締結しない場合	構成員の追加はいつまで可能でしょうか。	<p>提案書提出から優先交渉権者の決定までの間に代表企業以外の構成員を追加・変更することは原則認めません。提案書提出までと優先交渉権者の決定後の追加・変更については、明確な期限はありませんが、手続きには最短でも2週間要するため、特に提案書提出までに追加を希望する場合は、6月上旬から協議申請をお願いします。</p> <p>なお、構成員の追加・変更にあたっては、追加・変更を希望する旨をその理由等とともに市に通知し、市が認めた場合に追加・変更が可能となります。</p>

■要求水準書に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	1	(1)	①	項目等		
		1	1	1	1	(1)	①			
1	要求水準書	24	2	1	5	(2)	⑤	構内情報通信網設備	<p>『施設利用者が無料で使用可能な情報通信の設備を計画すること。なお、認証方法は端末から行うこととし、SSID とパスワードを掲示周知する方式は不可とする。』</p> <p>につきまして、SSID とパスワードを掲示する方法が一般的で、利用者もアクセスし易いかと考えます。</p> <p>SSID とパスワードの掲示が不可とする理由、また、具体的にはどのような認証方法をお考えかご教示願います。</p>	<p>上段については通信内容が比較的容易に解読されてしまうことや、偽の公衆Wi-Fiによる通信の傍受も可能になってしまうことから公衆Wi-Fiには適さないと判断しております。</p> <p>下段につきまして、メール認証方式、SNSアカウントを利用した認証方式、SMS連携方式等を想定しております。</p> <p>※総務省発行の「公衆「Wi-Fi提供者」向け・セキュリティ対策の手引き・安全な講習Wi-Fiの提供に向けて（令和7年2月版）」の5頁下段のコラム、12頁も合わせてご確認ください。</p>

■付属資料に関する質問

No	タイトル	該当箇所						項目等	質問	回答
		頁	章	節	1	(1)	①			
		1	1	1	1	(1)	①			
1	資料4							事業予定地現況測量図	現況の測量図をいただいているが、市道246号線の整備による道路境界後退及び都市計画道路の整備があるため、それらを踏まえ、市にて改めて敷地測量関係の調査は行っていただけるといふことでよいでしょうか。（確認申請提出にあたり必要なため）	道路事業の方で令和7年度に用地測量を行います。その際に用地取得位置への杭の設置を行う予定です。

■事業契約書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	条	項	(1)			
		1	1	1	1	1	(1)			
1	事業契約書（案）							その他	契約書案の各種Wordバージョンを頂くことは可能でしょうか。	事業契約書（案）のWord版の受領を希望する場合、千曲市公民共創推進室新戸倉体育館建設係まで資料の受領を希望する旨をご連絡ください。
2	事業契約書（案）							その他	事業契約書の内容は優先交渉権者決定後調整可能でしょうか。	事業契約書（案）の内容は、優先交渉権者決定後に市と選定された事業者の間で調整が可能です。ただし、事業契約書（案）は事前に公表し、これまでに質疑も受け付け必要に応じて修正をしていますので、審査の公平性を損うような変更は想定していないことにご留意ください。

■事業契約書（案）別紙に関する質問

No	タイトル	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	1	(1)	ア			項目等
		1	1	1	1	(1)	ア			
1	要求水準書（案）別紙	5			2	(1)	ア	サービス購入料A-1（一括払い分）	サービス購入料Aの内、A-1の割合が決まるタイミング(年度ごとに異なるのか、事前に決まって年度通して同じになるのか)をご教示頂けますでしょうか。	サービス購入料A-1（一括払い分）の金額は、交付金等の金額の決定後に市の負担額を調整して確定します。なお、A-1（一括払い分）は年度ごとに支払いますが、支払金額は出来高に応じて決定することになり、事業契約書（案）別紙に記載している割合が限度額になります。また、交付金の金額についても年度ごとに決定されることを想定しています。
2	要求水準書（案）別紙	5			2	(1)	ア	サービス購入料A-1（一括払い分）	契約書（案）別紙P5 2(1)アのサービス購入料Aの年度毎の支払い上限額について支払総額の20%、60%とあるのは何を100%とした時の割合でしょうか。また、令和10年3月末日までの出来形60%とあるのは令和9年3月末日までの出来形20%を含んでいますでしょうか。	それぞれの支払い上限限度は令和9年末日までの出来高についてサービス購入料A-1の20%、令和10年3月末日までの出来高についてサービス購入料A-1の60%となっております。令和10年3月末日までの出来高の60%には令和9年度分の20%は含みません。（それぞれ上限まで支払った場合令和10年3月末日までの支払いはサービス購入料A-1の80%となります。）
3	要求水準書（案）別紙	5			2	(1)	イ	サービス購入料A-2（割賦元本）及びA-3（割賦金利）	「提案書提出時の基準金利は1.37%とする」旨の記載がありますが、1.37%とした金利数値の算出方法についてご教授いただけますでしょうか？	公募公告にあたって、当時公表されていた最新の東京スワップ・レファレンス・レートTONAベース15年物（円/円）金利スワップレート（基準日午前10時30分）の指標を根拠に設定しています。
4	要求水準書（案）別紙	5			2	(1)	イ	サービス購入料A-2（割賦元本）及びA-3（割賦金利）	「提案書提出時の基準金利を1.37%とする」とのことですが、仮に実際の提案書提出時における基準金利が1.50%であった場合においても、金利スライドは1.37%と引渡し日2営業日前の基準金利の差で金利スライドを計算するとの認識でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。